

全国一般2017春闘始動

地方労組第一回委員会開催

1月29日、長崎地区労働福祉会館で2017春闘を始めとする主要議題で第1回委員会を開催した。委員会は、藤戸副委員長の司会で、加世田書記次長を議長に選出し、中嶋執行委員長のあいさつでは当面する春闘情勢に触れ、国内景気は輸出産業を中心に円安、株高効果もあって好景気にあり軒並み史上最高の利益を上げ、内部留保をため込んでいること、安倍首相は4年続けてベアを経済界に要請していることから好条件下での春闘であること。問題は、労働組合がきちんと闘いを組織するにかかっている。大手組合は、3月15日の集中回答に向けて水面下の交渉が開始され、決着する。我々中小労働者はそれから本格的な闘いになる。会社も厳しいかもしれないが、我々の生活はもう我慢の限界でもっと厳しい。と緊張感ある春闘にしよう。と訴えた。

会計監査の補充についてなど種村書記長が一括提案した。地方労組春闘方針は、組合員の生活の実態を見ると、生活費を切り詰め、なげなしの預金を切り崩し、さらに、家族総出での労働でしのぎ、中にはダブルワークで生計を維持している実態にある。ゆとり豊かさとはまさに程遠い事から、全国一般評議会の要求基準の上に、長崎地方労組は、下記の要求基準で闘うことを決定した。

旗開き・久保田達郎さんを偲んで開催

地方労組第1回委員会に引き続き、委員会参加者、来賓、菱光労組元組合員等約50名の参加で、表記集いを開催した。集いは、種村書記長の進行で、主催者代表中嶋執行委員長、来賓として自治労原本部米村書記長、坂本浩県議会議員・県平和運動センター事務局長、地元長崎地区労平野議長から挨拶を受けた後、長船時代の久保田さんの同期生である寺田耕二さんからは懐かしい思い出話をして頂いた。5人が技術学校に入校し最後は2人だけになったこと、久保田さんは確かに人に厳しく自分にも厳しかったが、考えてみると自分がしたい事をして燃え尽きたのかもしれない。と話

された。確かに、長船退職後は、自動車の免許を取得し、テニスから卓球、中国語の勉強に集中され、中国人実修生の労働相談には島原まで頻繁に通われ、生まれ故郷の中国丹東市を一人旅もされている。(何れも偲ぶ会で冊子にして配布した)

集いは、菱光闘争で厳しい指導と激励、反面優しい気持ちで接してもらったこと等々のスピーチを頂いた。しばし、久保田さんを思い出し和やかに酒とお茶を酌み交わした。終わりに、偲ぶ会は全国一般の内輪の開催としたことから、本来は多くの皆さんにも声をかけるべき処失礼したことをお詫びします。(尚、冊子久保田達郎さんの足跡希望の方は地方労組までご連絡下さい。若干有。)

された。確かに、長船退職後は、自動車の免許を取得し、テニスから卓球、中国語の勉強に集中され、中国人実修生の労働相談には島原まで頻繁に通われ、生まれ故郷の中国丹東市を一人旅もされている。(何れも偲ぶ会で冊子にして配布した)

1、賃金引上げ要求 (平均賃金要求基準)

- ① 定期昇給保障分 4,500円
 - ② 生活維持向上分 7,200円
 - ③ 規模・地域間格差是正分 8,300円
- 20,000円

基本給引上げ合計 20,000円以上を要求する。

2、年齢別最低賃金基準

18歳	155,700円	35歳	217,700円
25歳	178,700円	45歳	252,700円

3、パート時給引き上げ

時給 50円以上または時間額 1,000円以上とする

4、企業内最低賃金の協定化

- ①月額 154,300円
- ②日額 7,720円
- ②時給 1,000円

5、その他職場要求は「統一要求モデル」を参考に、職場の実態を考慮し要求する。(裏面)

6、要求提出2月末日、回答指定日3月13日とする。

【今後の予定】・2月26日(日) 9:00 第4回執行委員会 (長崎地区労会館)・11:00 街頭ビラ配布 (長崎市鉄橋)

・3月10日(金) 18:00 中企労ボウリング大会 (諫早パークレーン)

発行・全国一般長崎地方労働組合

連絡先・諫早市宇都町30-30

TEL 0957 23 5212 FAX 0957 23 4558 ・長崎連絡先・095 828 1550 (ファックス兼用) Eメール n-tihon@dream.ocn.ne.jp

HP <https://fr-fr.facebook.com/%E5%85%A8%E5%9B%BD%E4%B8%80%E8%88%AC%E9%95%B7%E5%B4%8E%E5%9C%B0%E6%96%B9%E5%8A%B4%E5%83%8D%E7%B5%84%E5%90%88-1478608042443672/>

2017春闘における全国一般統一要求は、以下の内容で設定する。

	要 求 項 目	要 求 の 内 容	法 定
労働時間短縮	年間労働時間 週休二日制 休日・休暇 年次有給休暇	年間 1,800 時間の実現、年間 2,000 時間の到達 変形労働時間制については、労使協定を必ず締結する 完全週休二日制の実現 年間休日 104 日の以上の実現 国民の祝祭日 16 日の有給休日化 メーデーの有給休日化 永年勤続（リフレッシュ休暇） 誕生日など（パーソナル休暇） 入社初年度 10 日、勤続 1 年 15 日 勤続 1 年につき 2 日増、最高 25 日 年休取得率の向上（100%化）	1 日 8 時間 週 40 時間 勤続 6 ヶ月で 10 日 勤続 1 年 6 ヶ月で 11 日 労使協定による時間単位の 年休取得（2010 年 4 月施行）
	時間外労働規制	36 協定の締結 年間 150 時間 3 ヶ月 50 時間 4 週 24 時間 1 日 2 時間の規制 特別条項規定は、「時間外労働の限度に関する基準」 の改正にともなう規制を行うこと。また極力廃止する ノー残業デー・ウイークの設定 ・時間外労働月 45 時間以下は割増率 30%以上、月 45 時間超える場合の割増率は 50%以上 ・休日労働割増率 50%以上	時間外労働が月 60 時間超える 場合の割増率は 50%以上 （2010 年 4 月施行、但し中小 企業は当分の間、適用猶予） 法定休日 35%
	定 年 制 度 退職金増額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65 歳まで定年延長するか、または最低でも希望者全員を 65 歳まで継続雇用とすること ・ 無年金となる 60 歳以降の賃金については、退職時賃金の 100%保障を基本とすること ・ 60 歳以降の再雇用者について、更新拒否や選別を許さず、賃金・一時金などの処遇の改善を進め、組合員化に取り組む ・ 定年退職・会社都合退職金は 20 年勤続で 800 万円以上 30 年継続で 1,500 万円以上 自己都合勤続 1 年につき 1 ヶ月分以上 中小企業退職金共済事業団への加入促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正高年齢者雇用安定法により、65 歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入 ・ 継続雇用制度対象選別基準に関する労使協定(9 条 2 項)は廃止されたが、65 歳未満で厚生年金の報酬比例部分を支給される労働者は選別基準の対象とする経過措置を改正法は認めているが、年金を満額支給される 65 歳までの雇用確保を求め、経過措置は利用しない （2013 年 4 月施行）